

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
学 校 教 育 課 長

学校感染症による出席停止措置について

このことについて、学校保健安全法施行規則の一部が改正され、「学校感染症届出書」及び「学校で予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準に関する資料」に、新型コロナウイルス感染症について、新たに追記しました。

なお、ネットフォルダにも掲載しますが、外国語に関しては、完成次第掲載します。

すでに令和5年3月30日付 鈴教学第2999号でお知らせしました関係書類についても、取扱いを確認いただき、対応に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 出席停止関係書類取扱いについて

○学校感染症届出書（保護者記入用） * R5.5.8～

- ・ 児童生徒等の再登校時に持参させる。

○学校で予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準に関する資料

- ・ 参考資料として活用する。

2 その他

- ・ ネットフォルダ「【学事保健 G-保健】学校感染症による出席停止措置」

※ 外国語分は、完成次第掲載予定

http://gw.office.city.suzuka.mie.jp/?module=office&controller=library&exec=init#/detail/fid=91&library_id=867

※ 1 学校保健安全法第19条・・・校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

※ 2 診断は、診察に当たった医師が身体症状及びその他の検査結果等を総合して、医学的知見に基づいて行うものであり、学校から特定の検査等の実施を全てに一律に求める必要はない。治癒の判断(治癒証明書)も同様である。

(学校において予防すべき感染症の解説〈平成30(2018)年3月発行〉より抜粋)